

患者の皆様へ

消費税増税に伴う料金改定および 診療報酬改定について

消費税法の改正に基づき、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられます。これに伴い、当院における保険適用外の料金（診断書や特別室料金等）についても、令和元年10月から消費税率を10%として改定させていただきます。併せて、診療報酬改定が行われ、初診・再診料をはじめ、入院料等一部の点数が増点されます。

何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

令和元年9月1日

病 院 長